第１３号様式（第８条第４項）

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書

東外清指令第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

東金市外三市町清掃組合管理者　　　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで提出のあった「保有個人情報の（開示決定等・開示決定）に関する意見書」に係る保有個人情報については、下記のとおり開示決定をしたので、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第８６条第３項の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 開示することとした理由 |  |
| 開示決定をした日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 開示を実施する日 | 　　　　年　　月　　日 |

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、東金市外三市町清掃組合に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、東金市外三市町清掃組合を被告として（訴訟において東金市外三市町清掃組合を代表する者は東金市外三市町清掃組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

＜本件連絡先＞

東金市外三市町清掃組合　総務課総務係

担当者：

電　話：